

四付

光ディスク等を用いた費用の請求開始に関する注意事項（お願い）

平成 18 年 10 月
福岡県国民健康保険団体連合会

光ディスク等（FD・MO・CD-R）を用いた費用の請求開始に関して、「保険医療機関又は保険薬局にかかる光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱要領（平成 18 年 4 月 10 日付保発第 0410001 号厚生労働省保険局総務課長通知）」のほか、次の注意事項に留意され、ご提出をお願いたします。

1 月遅れ請求分の取扱い

- ◆ 磁気レセプトにより請求後、返戻又は過誤等により再請求する場合には、国保連合会で出力した紙レセプトにより請求して下さい。

2 「受付エラー連絡票」について

- ◆ 磁気レセプトが読み取れず等の場合は、受付エラー連絡票にてお知らせしています。再請求にあたっては、エラーメッセージにより請求情報をご確認のうえ、次月以降の磁気レセプトに併せて請求して下さい。なお、紙レセプトによる再請求も可能です。

3 総括票、請求書の取扱い

- ◆ 総括票は、磁気レセプト分と紙レセプト分を合算し記載して下さい。
- ◆ 診療報酬請求書は、磁気レセプト分と紙レセプト分とは区分し、それぞれ作成して下さい。
- ◆ 老人保健及び前期高齢者の「在宅時医学総合管理料」又は「在宅末期医療総合診療料」を算定したレセプトとその他のレセプトとは区分し、診療報酬請求書をそれぞれ作成して下さい。
- ◆ 総括票及び診療報酬請求書の様式は、磁気レセプトと紙レセプトに問わらず同一様式です。
- ◆ 磁気レセプトにおける福岡市及び北九州市に係る診療報酬請求書は、各區それぞれ作成して下さい。
- ◆ 平成 18 年 11 月請求分（10 月診療分）以降、国保被保険者（県外国保分も含む。）に係る乳障母医療費請求書（紫色）が廃止されましたので、国保被保険者に係る乳障母医療費は、診療報酬請求書（クリーム色）の公費負担医療欄に記載して下さい。

4 乳障母医療（福岡県単事業）の取扱い

- ◆ 従来、国保被保険者に係る乳障母医療費との併用分は、紙レセプトにより請求いただいていましたが、平成 18 年 10 月診療分以降、乳障母医療費請求書等の変更に伴い、国保被保険者（県外国保分も含む。）に係る乳障母医療費との併用分は、磁気レセプトを用いた請求が可能となりました。

5 27 障害者一部負担金及び医保に係る乳障母医療の取扱い

- ◆ 27 障害者（老人保健該当者）一部負担金の請求及び被用者保険に係る乳障母医療費（医保乳障母）については、従来と同様に紙による請求様式を用い請求してください。

6 老人被爆者の特記事項について

- 老人被爆者の場合は、厚生労働大臣が定めた記録条件仕様のとおり老人減免区分に老人減免区分コード（4：老人被爆者 5：老人被爆者で減免）を記録することと併せて、福岡県国保連合会に提出の磁気レセプトには、レセプト特記事項に 43 のコードを記録するようお願いします。